

意見募集案件	北広島市フレンドリーセンター条例の廃止について
担当課	教育部社会教育課 電話 011-372-3311 内 4842

意見募集期間	平成 31 年(2019 年)4 月 1 日(月)から平成 31 年(2019 年)5 月 7 日(火)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(社会教育課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 4 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	<ul style="list-style-type: none"> ・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。) <p>教育部社会教育課 郵便番号 061-0092 (住所不要) 電話 011-372-3311(内線 4842)ファクシミリ 011-372-4525 電子メールアドレス: syakai@city.kitahiroshima.lg.jp</p>
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 31 年(2019 年)5 月頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由</p> <p>北広島市フレンドリーセンターは、施設の老朽化に伴い大規模修繕及び耐震化の必要性があるが、現在は、障がい者の活動場所が多様化し、フレンドリーセンター以外での活動が主流となってきていることから、費用対効果等を勘案し、フレンドリーセンターを廃止することに伴い、フレンドリーセンター条例を廃止する。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要)</p> <p>別紙「北広島市フレンドリーセンター条例廃止について」のとおり</p> <p>(3) その案の根拠となる法令等</p> <p>北広島市フレンドリーセンター条例</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討 の論点等)</p> <p>別紙「北広島市フレンドリーセンター条例廃止について」のとおり</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報)</p> <p>別紙「北広島市フレンドリーセンター条例廃止について」のとおり</p>

対象となる政策等の原案	別紙「北広島市フレンドリーセンター条例廃止について」のとおり
その他	・利用、関係団体へ別途説明済み ・パブリックコメント後のスケジュール 平成 31 年(2019 年)第 2 回定例会に提案し、議決後、施行予定